

社会福祉法人 京都眞生福祉会  
ショートステイ 京都指月あさがおの郷 1号館

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都眞生福祉会が運営するショートステイ 京都指月あさがおの郷1号館(以下「事業所」という)が行う短期入所生活介護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態等にある利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業および施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員および運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ショートステイ 京都指月あさがおの郷1号館
- 2 所在地 京都府京都市伏見区常盤町40-3

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は 社会福祉法人 京都眞生福祉会とする。

(職員の種類、員数および職務内容) 【特養含む】

第5条 事業所の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を配置するものとする。

- 1 管理者 1名(管理上、支障がなければ他の職種に従事する場合がある)

事業所の職員の管理および業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに職員に対する必要な指揮命令を行う。

- 2 医師 1名  
利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 3 生活相談員 1名以上  
利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援するため、他の職種と連携し利用者および家族等に対して相談援助等を行う。
- 4 看護職員 1名以上  
健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。
- 5 介護職員 15名以上  
利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。
- 6 介護支援専門員 1名以上  
施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 7 機能訓練指導員 1名以上  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 8 栄養士 1名以上  
適切な栄養管理をするとともに、利用者の身体の状況、嗜好を考慮した献立を作成する。
- 9 調理員 外部委託  
栄養士の考えた献立をもとに調理を行う。
- 10 事務職員 1名以上  
事業所の維持・運営に必要な事務を行う。

#### (勤務体制の確保等)

第6条 利用者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 職員の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する観点から、以下に定める職員配置を行う。
  - 一 昼間については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置
  - 二 夜間および深夜については、2ユニットごとに常時1名以上の介護職員または看護職員を配置
- 3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

#### (設備および備品等)

第7条 事業所は、サービスを提供するために必要な建物および設備については、居室、洗面所、静養室、浴室、便所、医務室、食堂および機能訓練室、廊下等の専ら事業所の用に供するものを整備する。ただし、利用者の介護に支障のない場合は、併設の介護老人福祉施設と共用することができる。

- 2 前項に掲げる設備の他、サービスを提供するために必要な設備および備品を備える。

#### (利用定員)

第8条 利用定員は次のとおりとする。

短期入所生活介護（空床型） 定員10名／ユニット数1／1ユニット10名

- 2 指定を受けた入所定員および居室の定員を越えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は上記の限りではない。

(サービスの提供)

第9条 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するとともに、利用者の心身の状況等に応じ、次の各項に配慮して行う。なお、居宅サービス計画に基づいたサービスを提供する。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により利用者に入浴機会を提供することとし、やむを得ない場合には清拭を行う。また、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 3 利用者に対し、心身の状況に応じて適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。また、利用者のおむつを適切に取り替える。
- 4 常時1名以上の介護職員を介護に従事させるものとし、サービスの提供については事業所職員以外の者にさせてはいけない。
- 5 食事の提供は、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好ならびに適時適温を考慮する。また、自立支援の観点から離床して食堂で行えるよう努める。
- 6 常に利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の把握に努め、利用者またはその家族等からの相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行うとともに、必要に応じて短期入所生活サービス計画を作成しなければならない。
- 7 教養娯楽設備等を備えるほか、利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 8 利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 9 褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制の整備を行う。

(利用料およびその他の費用の額)

第10条 事業所が提供するサービスの利用料は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額に食費および居住費を加えた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、介護報酬告示上の額に食費および居住費を加えた額とする。
- 3 次の各号に掲げる項目については、利用者から支払いを受けることができる。
  - 一 利用者が選定する特別な食事の提供および茶話会を行ったことに伴い必要となる費用
  - 二 理美容代
  - 三 レクリエーションや行事の材料代
  - 四 複写物の交付に伴い必要となる費用
  - 五 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用
- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、サービスの内容および費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(保険給付のための証明書の交付)

第11条 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 事業所の通常の送迎の実施地域は、京都市伏見区とする。ただし、その他地域については個別相談に応じる。

(非常災害対策)

第13条 消防計画および風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上は避難・救出その他必要な訓練を行う（内、1回は夜間想定とする）。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、定期的に必要な研修および訓練を行う。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者はサービスの提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項は、次の各号に掲げる項目とする。

- 一 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡する
- 二 外出の際には、必ず行き先と帰所予定時間を届け出ること
- 三 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用すること
- 四 騒音など他の利用者の迷惑になる行わないこと
- 五 事業所内で他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと

2 利用者およびその家族等は、職員に対してハラスメント行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用水について、衛生的な管理を行う。

2 事業所は、感染症や食中毒が発生、蔓延しないように感染症対策を検討する委員会を設置するとともに、介護職員等への周知徹底、指針の整備、職員研修の実施（年2回以上）等の措置を講じる。

(情報の開示)

第17条 事業所内掲示およびインターネット上にて、この運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料、財務状況その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を公開する。

(秘密保持等)

第18条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 2 職員であったものが、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。
- 4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱う。

#### (苦情処理)

- 第19条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、提供したサービスに関し、市町村からの求めに応じて次の通り対応する。
    - 一 文書その他の物件の提出もしくは提示
    - 二 質問もしくは照会
    - 三 利用者からの苦情に関する調査への協力
  - 3 事業所は、市町村から指導または助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行う。さらに求めがあった場合には、改善の内容を報告する。
  - 4 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それらに従って必要な改善を行う。

#### (地域等との連携)

- 第20条 事業所の運営にあたっては、地域住民やその自発的な活動等との連携および協力を行うなど地域との交流に努める。

#### (事故発生時の対応)

- 第21条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族および関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生したと判断した場合は、加入している損害賠償保険にて対応する。
- 2 事故の発生またはその発生を防止するために、事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針やマニュアルを整備するとともに、必要な措置を講じる。

#### (会計の区分)

- 第22条 事業所の会計は他の会計と区別し、会計期間は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

#### (記録の整備)

- 第23条 事業所は、職員、設備および会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

#### (低所得者に対する対応)

- 第24条 事業所は、市町村の行う低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措

置を行うものとする。

(利用者の人権の擁護、虐待の防止の適正化)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、必要な措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する
  - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う
  - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(身体拘束の適正化)

第26条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行たを行わない。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、適正な手続きを経て、身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、必要な措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
  - 二 身体的拘束等の指針を整備する
  - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う

(生産性の向上)

第27条 事業所は、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出および分析したうえで、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するための委員会を設置し、必要な措置を講じる。

- 2 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催する。
- 一 現場における課題を抽出および分析したうえで事業所の状況に応じた必要な対応の検討を行う
  - 二 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策の検討を行う

(反社会的勢力の排除)

根拠規定（京都市暴力団排除条例 第5条 市民等の責務 平成24年10月1日施行）

第28条 事業所はサービスの提供にあたり、サービスを利用する者またはその家族等（身元引受人）が次の各項に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これ

に準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（その他運営に関する重要事項）

第29条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附 則）

2018年	3月31日	施行
2020年	4月 1日	改定
2021年	4月 1日	改定
2021年	12月1日	改定
2023年	6月 1日	改定
2024年	4月 1日	改定